

第7回都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会

平成21年1月15日

【事務局】 おはようございます。ただいまから都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会の第7回会合を開催させていただきます。

今回は、合計14名のご出席をいただいております。

それでは議事に移りたいと思います。これからの議事進行は、浅見委員長にお願いしたいと存じます。浅見委員長、よろしくお願いたします。

【委員長】 おはようございます。今回は、荒井専門委員よりプレゼンテーションを行っていただき意見交換を行った上で、事務局よりこれまでの各委員の先生方のプレゼンテーション等をもとに論点を整理した資料に基づいて説明いただくことといたしまして、その後に意見交換をさせていただきたいと思います。

それでは、早速ですが荒井専門委員からプレゼンテーションをお願いいたします。発表は15分以内でお願いいたします。

【荒井専門委員】 お手元の資料2に内容が出ておりますので、それをごらんいただきたいと思います。私が今日お話ししたいのは、特に大都市圏で今後急速に人口の高齢化が進むであろうということ、そして、特に住宅地についてはおそらく非常に大きな変化を迫られるであろうということをご指摘したいと思います。

最初の会議で、大都市圏と地方の間での人口移動について事務局の資料でお話があったと思いますが、非常に大雑把に言ってしまいますと、それ以前に非常に激しく地方から大都市、特に東京に入ってきたという人口移動が多かったわけですが、大体1970年ぐらいの段階でそれが実は収まります。収まるというのは、正確に言うと転入、転出がバランスをいたします。

本当は人口学的にはいろいろな要素がからむので、それだけで単純には言えないのです。見かけだけの問題ではないかという議論もあったのですが、私どものチームでかなり特殊な方法で調べた結果1つはっきりした傾向は、地方出身の若い人たちが出身地、地元から出なくなってきている。正確に言うと1回も出ないのでなくて、Uターンするということを含めて最終的な落ちつき方という意味で言うと、出身地の地元近くに定着する傾向がど

んどん強まっているという傾向があります。

しかも、非常に興味深いことに、それは男女という意味で言いますと男子のほうで目立つ。かつては女子が地元から出ないというのはよく言われておりましたが、むしろ最近の傾向では逆であります。女子のほうが出ていきます。出ていくと帰ってきません。だけど、地方出身の若い男の子が、出ないか出ても帰っていくという傾向がはっきり出ています。

高度経済成長と大都市郊外の形成について、そこにチャートをかいておきましたが、結果としては地方から大量に入ってきて郊外に住みつくとというパターンが起こったわけです。これがいわゆる郊外住宅地の形成ということになります。

その後の住宅双六というお話も、ここにお集まりの先生方は非常によくご案内のお話かと思えます。こういう悲喜こもごものお話があるわけであります。もちろん、賃貸住宅から持ち家、持ち家も集合住宅から戸建てという形で動いていって、最終的には都心からかなり離れた外側、東京で言いますと30キロ圏とか40キロ圏のところに住みつき、そこでいわゆる郊外住宅地が大きく形成されたということになるわけであります。

その次は地域メッシュデータで示してございますが、1945年から1950年の間に生まれた世代、いわゆる団塊の世代がどう動いているか調べています。1980年代前半で言うと、とにかく真ん中、都心部から抜けて郊外へどんどん広がっていくということが非常にはっきり出てきました。

それが、1995年から2000年になりますと大体動かなくなっているのですが、外側のほうで増えるという傾向はあまり出ません。むしろ最近では、この世代でも都心に近いほうで人口が増えている。これは若い人という意味ではありません。いわゆる団塊の世代は、もともと郊外に住んでいた可能性が高いのですが、むしろ都心のほうで人口が増える。つまり、いわゆる都心回帰の現象ははっきり起こっているんだろうと考えられます。

要は高度経済成長期に地方から大都市に入ってきた団塊の世代、正確に言うと本当はそれよりやや広い、我々は拡大団塊の世代と言っております団塊の世代よりもうちょっと前及び後の範囲で大量に流入しております。これが1970年代以降に郊外に住みついて、いわゆる郊外住宅地を形成しておりますが、実はこの世代はそろそろ高齢者になる入口にいます。今どんどん定年を迎えつつあります。

そうなると一体どうなるかということですが、当然住んでいた状態で年齢が上がれば住宅地そのものが高齢化していく話になるんですが、下に「高齢化地区の発生」という図を挙げておきました。これは、2000年の国勢調査を使って高齢者人口比率を出しております。

特に都心部の周辺で非常に色が濃いところがあるのがわかると思います。つまり、下町に古くから人が住んでいてそのまま年代が上がっていき、下の世代が抜けていくことからこういうことが起こります。これは早くから指摘されていて、下町といいますか、比較的都心に近い住宅地で高齢化問題が起こるだろうということはかなり意識されておりました。これが2000年、比較的最近の話であります。

その後どうなるか。もう一枚めくっていただきますと、2015年の値が出ています。もちろんまだこれは起こっていないので推計しています。特殊な方法で1メッシュごとに将来どのような年齢別人口構成になるか推計しています。一言で言ってしまいますと、今後高齢化が急速に進むところは都心近くよりむしろ外側、郊外になります。ただ、単純に郊外がべたになるというわけではなくて、かなりまだら状、モザイク状に非常に高齢者率の高い地区が発生する。これは、住宅団地とか一戸建てのある程度まとまって開発されたところという単位で高齢化が進むだろうと考えられます。どういう条件でモザイクになるかは後でお話いたします。

もう1つ、郊外だけで人口高齢化が進むわけではなくて、当然都心でも進みます。ただ、かつて言われたような下町の古い住宅地でも当然起こるといえるか、既に起こっておりますけれども、それだけではない形を変えた高齢化の問題が発生するだろうと予測しています。

千代田区小川町あたりで私どもが調査したのですが、神保町から秋葉原のほうに向かっていくあたりがそうなのですが、この辺はかつて商住といいますか、店舗と住宅が一緒になった住宅地で、それが昭和40年代とか50年代ぐらいにかなり更新されてビルになっています。そこの一番上の階あたりに人が住みついているんです。ところが、子供の世代がどんどん外に出てしまっていて上の世代だけが残っているために、人口バランス的には極端な高齢化が進んでいるという状態になっております。

これはどういうことかという、1枚めくっていただきますと、あの辺の写真を入れています。ここに住んでいる人には店がありません。食品はデパートで買うそうです。当然これは普通オフィスとして使われていますから、家賃はオフィス並みであります。そうなりますと、新しい住民が入ってこないんです。実は、住宅のような形で作られている建物は結構ありますが、実際には住居ではなくてオフィスに使われていたりすることはかなりあります。

そうなりますと、結局新しい住民が入ってこないだろうと。逆に言うと、そこに住んでいた人たちの子供の世代は既に出てしまっていて郊外の住宅地で家を買っていたりするので、

戻ってくる可能性は非常に少ないということで、この辺はそういう形で取り残されていく高齢者が続出するといえますか、そこだけが残っていくということが起こると考えられます。

まとめて考えてみると、都心地区でもそうなんですけれども、ただ、ボリューム的に一番大きいのは郊外で、いわゆる拡大団塊の世代、大雑把に言えば1935年から1955年ぐらいの間の生まれの世代は多産少死の世代でありまして、数が多くてなおかつ1960年代から1970年代の前半にかけて大都市に入ってきて、しかもUターンによる帰還率が低い。非常に人口が多く、したがって住宅需要が大きいため郊外住宅地ができたわけですが、これが今ちょうど高齢化予備軍であります。

完全にべたになるわけではないということを指摘いたしました。簡単に言うと、都心から遠いところのほうが高齢化率は今後急速に上がり、今はむしろ都心に近いほうが高齢化率が高いのですが、もうしばらくで逆転いたします。

モザイク状になるもう1つの原因は、単純に都心から遠いからそうなるわけではなくて、実はローカルに便利か便利でないかということで決まります。特に東京の場合は郊外電車が発達しておりますから、極端に言って駅からの距離で大体決まります。これは、やってみると本当に明瞭であります。

ですが、もう1つ注意しなきゃいけないのは、単に住宅地が古いところからこういう事態で人口高齢化が進むわけではないということなんです。高齢化が進むスピードの差は住宅地の開発年代に左右されるとすぐ想像がつくんですが、実際にやってみるとそうではないんです。

というのは、実は早くできた住宅地はその時点で若い人が入っています。遅くできた住宅地はその時点で年齢の高い人が入っていて、ごく大雑把に言うと、あまり開発年代の差ではないんです。実は同じような人が入っているんです。つまり、簡単に言えば、団塊の世代の人たちで早く家を買った人は古い住宅地に入って、遅く買った人は比較的新しい住宅地に入っている。最後が、例の大バブルのころの一番外へと広がった非常に高かった郊外住宅地であります。まだローンを抱えていたりするわけです。

そうしますと、この問題は特に大きくて、郊外住宅地は住んでいる世代がかなり近い。ばらついてくれば順番に高齢者になっていくんですが、そうはいかないんです。一気になるという問題があります。ということで、潜在的には大都市の郊外住宅地はこの問題を抱えております。

推計をやってみますと確かに差が出るんですが、それはなぜかという、簡単に言って、何かがある場所、例えばたまたま学校が立地していて細かく若い人の出入りがある、工場があって比較的若い人が入ってくる、本当に駅に近くて便利で急行停車駅のすぐ近くなんていうのは新しく住宅が建って入ってくるんですが、そうでないところが面的には非常に多い。そういうところは、多少早い遅いの差はあるにせよ、必然的に高齢化せざるを得ないだろう。

それはなぜかという、要は子供の世代が戻ってくるのがほとんど期待できない。なぜかという、都心からの距離が相当遠く、なおかつ手前の足場も非常によくないので、最初からそんなにそこに住みたいという条件ではない。なおかつ、需給バランスの問題でそこしかなければそうなってしまいますが、そうではなくて、ご案内のように人口全体が減っております。住宅需給のバランスは非常に緩んでおり、しかも都心に比較的近いところに大量の集合住宅が供給されているという状態では、おそらくそこに今さらということになります。そういう条件の差があるために、モザイク状になるんだろうと思われれます。

結論として言いますと、要は大部分の郊外住宅地では高齢化が進むことは多分不可避であらうと考えられます。では一体そこで何が起こるかだろうと思います。早い、遅いがあるので、もうそろそろそういう状態になりつつあるところも実際に探すとあります。4,000個ぐらいの地域メッシュを全部調べ上げて、多分ここが一番厳しいというところを探しました。写真は東京大都市圏の某所であります。

その写真を見ていただくとわかるように、こういう状態のところが出てきています。もともと住宅地の中にあつた商店街が全部シャッター通りになっています。何しろ通勤者が減っていきますのでバス路線がどんどん切られていきますし、商店街は閉められてしまいます。もともと古い住宅地になっておりますから、住宅の条件そのものがよくないし老朽化しているので、そこに住み続けず出ていってしまう人も多いんです。そうすると、空き家ができるし、家そのものがなくなって、駐車場の形をとることが多いですが、そんなものがどんどんできていくということがあります。

これが既に東京近郊で起こっておりますし、自分ではあまり調べてごさいませんが、報告されているところでは例えば関西圏の郊外、大阪からある程度距離があるところはかなり見られていると聞いております。

これは大都市圏ですが、もうちょっと違う地方都市ではどうか。もちろん本当の地方都市はかなり条件が違いますので、いわゆる地方中核都市、札幌・広島ぐらいだとどうか調べ

てみました。これはあまり詳しく申し上げませんが、もうしばらくすると場所によって同じようなことが起こっていくだろうと予測しています。

これは福岡の例を挙げてございますが、福岡市は高度成長期からそのちょっと後ぐらいまでの時期は市のわりと外側に住宅地が開発されました。丘陵地の傾斜地に住宅地が開発されています。実を言うと坂が多いんです。「福岡市郊外住宅地の典型的景観」という写真があるんですが、人口予測で危なそうなところを探して見に行ってみますと、こういう坂のところは軒並みです。家に入るのに道路から歩いて10メートル近く階段を登らなきゃいけないような家がいっぱいあるんです。こういうところが非常に厳しい。

大体こういうところはバスも来ないような、バス停まで15分とかいうところで、なおかつ、車を動かせばいいですがそれが危なくなるとどうしようもない。もう1つ、雪が降ると本当にどうしようもない。今福岡は雪が降っていますので、大変じゃないかと思いません。

ついこの前も札幌に見に行ったのですが、実は札幌でも同じことが見られます。平らなところはまだいいんですが、あそこも外側の住宅地は結構傾斜地が多いので、行ってみると見事に人口推計上危なそうなところはそういうところですよ。

つまり、住宅地は非常に条件の差が大きい。たまたま東京の近郊は傾斜地のところは少ないので駅からの距離とかで決まりますが、地方中核都市だとそれほど平場が広がらないので傾斜地に住宅地が造成されていることが多くて、その辺がかなり危ないということがあります。

結局何か。これは都市の過疎化だろうと思います。若い世代が出ていってしまい、当然新たには入ってこないということで、残留した人たちが加齢とともに高齢化していくという現象ですから、結局そういう現象はいわば中山間地で長年にわたって見られてきた過疎化と同じ現象で、同じことが起こっていくのではないかと予想されます。

結論であります。要はこのような住宅地が続々とあらわれてくることはほぼ避けがたいだろうと思います。そのような住宅地ができてくると、一体どうなるだろうかということです。高齢化は、ある個人が高齢化するだけではございません。そこに住んでいる人の相当の割合が高齢者であるということになります。逆に言うと過疎地と同じ状態で、例えば地域を担う若い世代があまりいないということになります。

いろいろなレベルで課題が出てまいります。例えば個人のレベルで言いましても、そこだけお年寄りが残るという状態になりますので、今俗に言う限界集落というところで問題

視されておりますが、そこに残っているお年寄りには最後どうするのかということに近いことが、都会の中で起こるのではないかと思います。日常的なサポートということが高齢者介護の世界では言われますが、これが実際親子の関係、家族の中の関係としては維持できないのではないかと。そうしますと、それに対する代替ニーズが発生するわけです。

そうしますと、今現実には何が起きているかということ、それが非常に速く進んだ千代田区のケースですと、高齢者が残っている一戸一戸の世帯について区の職員が常時気にしている状態になっています。そうしないと何が起こるか分からないし、周りに若い人が全然いないし知り合いは高齢者同士ですから、そもそも非常に危ないというかほうっておけない年齢に近づいている方も多いため、結局最後にそういう場所に責任を負うのは行政ということになっていく。

そうすると、当然そのコストがかかります。最低限何とか生活していくために様々な生活インフラの類を維持しなきゃいけない、それも普通の商業ベースでは成り立たず、ある程度公的に考えざるを得ないとなると、これもコストであります。それをどうするのかということがあります。

さらに、人がいなくなっても新たに何かができるならいいんです。都心だったら多分新しくオフィスビルができたりますからいいのですが、郊外の場合はそれだけの空間の需要がありませんから、極端に言うと放置され、維持管理が行われない形で衰えていく空間が出てくる可能性があります。しかも、管理できないから、空間の形という意味でもそうですし、そこにいる人たちの問題も含めていろいろな意味で無秩序になります。そうしますと、いわゆる問題地域化する場所が発生してくる可能性は否定し切れないと思われま

す。というやや暗くなる予測なんですけど、ただ、こういうことに関して都市政策へのインプリケーションを考えるとするとどうということかなと考えてみると、この後の論点整理にもかかわるのかもしれないのですが、やはり1つは「後始末」の空間政策が必要だろうと思います。例えばコンパクトシティという考え方は、確かにいろいろな意味で非常に魅力的なコンセプトであります。現在の非常に拡散してしまった都市空間をもう一回、収縮させるということはよくわかりますが、ただ、それはある意味では理念型、あるいは完成型であります。最終的にそうなってしまえば、それはそれで成り立つかもしれないのですが、現実の問題としては既に広がって住んでしまっているという問題です。

しかも、ここで指摘したような高齢化の問題が発生するのは、彼らは家を買って住んでいますので、そんなに自由に動き回れるわけではない。その辺を一体どうするか。撤収の

戦略を考えなきゃいけないのではないかと思います。その辺は過疎政策に学ぶべきではないかと思ひます。

もう1つ、空間政策と社会政策を一体的に考える必要があると思ひます。例えば生活インフラの空洞化、セキュリティの問題、高齢者のみの世帯をどうケアするかという問題は場所の政策とパラレルに考えなければいけないので、今のように地方自治体に単純に任せただけでは済まないでしょうし、一方で、既にここの場でも議論されているようですが、もう少し小さい空間スケール、コミュニティレベルでどうするか。ただ、コミュニティを維持すること自体が非常に難しいことを含めて、どういう空間単位でどういう権限のあり方の下で、しかも財源をどのような形で確保していくかということセットで考えていかないと、成り立たないのではないかなと考へています。

以上で報告を終わらせていただきます。

【委員長】 ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

【A専門委員】 2つ質問なんですけれども、「地方若年者の地元定着傾向」というのがあるんですが、最近はというお話があったんですが、このデータで見ると1966年なので、最近、1990年代以降、2000年はどうかというのが1点。

それから、2つ目の質問は最後のページです。今日おっしゃった話は非常におもしろい話で、大都市圏郊外部の限界集落化の話だと思うんです。問題は、地方における遠隔地の場合の限界集落は、自然に向かうとか人がいない形での国土の保全でやればよいという議論があると思うんですけれども、大都市圏郊外部の場合は、ある意味郊外住宅地の質の向上、郊外に行っても狭いということが問題だったのが、郊外に行けば広いアメリカ型郊外という新しい郊外住宅地に生まれ変わるというシナリオもあるのではないかな。要するに、大都市圏、特に東京においては、富を持ったグループにとっては逆に郊外の地価が下がれば広い面積で豊かな郊外、田園都市という理念が実現できるポジティブ思考もあるのではないかなという2つです。

【荒井専門委員】 お答えいたします。まずは最初のほうですが、説明を省略したんですが、この年齢は実は生まれ年です。コーホートと書いてございますが、コーホートというのは、簡単に言うと生まれた年齢で区分してやっています。1966年代以降の生まれですから、比較的最近のことになります。もちろんこれは景気の動向でかなり振れますので、数年単位でやりますとかなりずれますけれども、10年、20年ぐらいのスケールで見るとこ

の傾向は確認できます。

もう一点でございますが、郊外の住宅地が再生する道があるのか。もちろんこれはいろいろな可能性があろうかと思えます。1つ言えることは、郊外住宅地に住んでいる層によってかなり違うことは事実です。それは確認できます。正直言って、豊かな層が住んでいる高くて面積が広くて、そんなに不便じゃない住宅地はまだいいんです。そういうところは、住宅を更新してきれいにして住みやすくしていくと魅力的になる可能性は当然あると思えます。

実を言うと、そここのところがモザイクという話でして、そうでないところは当然それなりにある。しかも、ボリュームから言うと、そういうところしか手に入らなかった人々が非常に多いです。その人たちが住み続けているというところに1つ大きなネックがあると思えます。最終的にそれをどうするのかというのは、非常に暗たんたる気持ちになるんです。やっぱり新しいアイデアが欲しいと思えます。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。次に進めさせていただきたいと思えます。

今まで委員の皆様全員に発表していただきました。これまでのご議論を踏まえまして、今後の都市政策がどうあるべきかについて本小委員会として取りまとめをしていきたいと思えます。本日は、事務局にこれまでの議論を踏まえた論点整理等について資料を用意してもらっております。論点整理等について事務局よりご説明をお願いします。

【事務局】 資料3から5でご説明させていただきたいと思えます。資料3は、議論の前提となります都市をめぐる社会経済情勢の変化につきましてのデータ等をまとめたものでございます。あと、取りまとめの最後のイメージ等も考えまして、問題意識と論点を2つに分けて資料4と資料5で整理してございます。資料4は、今後の都市政策の基軸となる考え方について、資料5は今後の都市政策の方向についてということで取りまとめてございます。

まず、資料3から簡単にご説明させていただきます。資料3は、第1回の小委員会で「人口減少・高齢化」、2つ目として「地球環境問題の深刻化」、3つ目として「国際的な都市間競争の激化」、4点目として「行政の広域化の進展」という4つの最近の情勢の変化を挙げたわけでございますが、その視点でデータを整理したものでございます。時間の関係もございまして、これに関しては項目だけご説明いたしまして、もしご質問等ございましたら、後ほど事務局のほうにメール等でお問い合わせいただければと思えます。

まず1枚開いていただきまして3ページは、現在の都市計画制度が前提としていた20世紀の人口急増と急激な都市化の様子を示したものでございます。4ページから9ページにわたりましては、都市が拡散、低密度化してきた状況を示したデータを整理したものでございます。

また、10ページから12ページにかけましては、高齢化が進展する状況の整理でございます。13ページから15ページは、先ほど荒井専門委員からのご説明にもございましたが、人口と高齢化についての将来推計、特に大都市圏での高齢化の話でございます。

また、16ページから17ページにかけましては、全国的に見た人口の動向、東京への集中、あるいは地方中枢都市や県庁所在都市での人口の動向でございます。18ページから22ページにわたりましては、農地をめぐる状況についてデータを整理させていただいたものでございます。23ページから24ページは地方の財政状況、あるいは公共投資についてお示したものでございます。

以上、ここまでが「人口減少・高齢化」でございます。

25ページ以下は、「地球環境問題の深刻化」に関するものでございます。26ページから28ページは、我が国の温室効果ガス排出量の状況についてでございます。産業部門以外は排出量が増加しているということを示したものでございます。29ページ、30ページは、地球温暖化対策について整理したものでございます。31ページから36ページが、都市構造とCO₂の排出量の関係を示したデータでございます。37ページは、屋上緑化や壁面緑化によるヒートアイランド対策の効果の資料でございます。

39ページからは、「国際的な都市間競争の激化」に関するデータ等を整理してございます。39ページ、40ページはIMDの国際競争力評価で、我が国の評価が低下してきている状況を示したものでございます。41ページは、コンテナ取扱い量の低下を示したもの、42ページは東アジアの日帰り可能圏域を示したものでございます。また、43ページから47ページにかけまして、外国からの我が国の人やお金の受け入れが遅れているという状況を示したものでございます。

また、49ページから「行政の広域化の進展」につきましては示したものでございます。49ページ、50ページで市町村合併が進展してきた状況、51ページから52ページで合併による効果についての市町村のアンケート、ヒアリング結果でございます。また、53ページから55ページでは、合併による問題点と解決策について市町村のアンケート、ヒアリング結果を示したものでございます。

大変失礼ではございますが、ご質問等ございましたら、事務局に後ほどでもいただければと思います。

引き続きまして、問題意識と論点整理について資料4、資料5で整理したものをご説明させていただきたいと思います。

まず、資料4が「今後の都市政策の基軸となる考え方」につきまして、2つに分けて整理させていただきました。1つ目が「都市政策に求められる変革」、2つ目がその場合の「重視すべき価値・考え方」についてでございます。

まず、1点目の「都市政策に求められる変革」につきまして、問題意識といたしましてはいままで何度も申し上げておりますように、これまでの都市政策が人口増による都市の膨張を前提としてきた。ただ、今後は人口減少をはじめとした社会経済情勢の変化を踏まえて変革が必要ではないかという問題意識でございます。

この問題意識のもとでの論点として、人口減少社会では都市の活力、生活環境の維持・向上に向けて、各種機能の配置誘導策や各種機能が最大限に効果を発揮するための環境整備等の戦略的な対策を講じていくべきであり、この場合、交通政策、産業政策等もろもろの都市において展開される広範な施策を対象とする必要があるのではないか。従来から都市計画は、都市を一体としてとらえて総合的に整備・開発・保全するための政策と位置づけられてはおりましたけれども、実際には必ずしも総合的な施策として十分な機能を果たしていないのではないか。こういったことから、今後の都市政策は真の意味での「都市における総合的かつ戦略的な政策」となるように再構築すべきではないかということが第1点目でございます。

第2点目といたしまして、今後はこれまで整備した施設の維持管理の負担が大きくなるほか、人口減少に伴って需要が減少すると、有効に活用されなくなったり役目を終える施設が出てくることも想定される。このため、これまでの施設計画あるいはその整備を中心とした都市政策から、今後は施設完成後の維持管理、利用目的の変更、修復を行って適切に利活用するといった施設整備後のケアを重視した「都市経営」に重点を置いた都市政策に転換すべきではないかということでございます。

第3点目でございますが、これまでは人口増に伴う需要増についての将来予測を行って、これに基づいて目指すべき将来像を提示しようとしていたということでございます。ただ、今まで作成した将来像が部分的であったり、その共有が十分ではないといった将来像の提示が必ずしもうまくいっていなかった面があるのではないか。さらに加えて、今後は人口

減少局面ということでございますので、需要の側面以外にも不確実な要素が多く出てきて、予測不可能な事態もあるということで、そもそも将来像の提示を固定的に行うことを目指すのではなくて、状況の変化に対応した「柔軟な対応」が求められるのではないかと、3点の論点を整理させていただきました。

2つ目の大きな項目として、次のページでございますが、「重視すべき価値・考え方」でございます。まず問題意識としては、「今後の都市政策の方向」を導くに当たっては、その前提として多くの人が共感でき、さらには中長期的な時代を見据えても普遍的であるような価値や考え方を整理しておくことが必要ではないかということでございます。

論点といたしましては、今後の都市政策を進める上で重視すべき価値・考え方に、例えば以下のキーワードにあらわされるようなものが含まれているのではないかと。このほかにどのような価値・考え方を取り入れていくか、あるいはこれ自体どう考えるべきかということでございます。

列挙する形で必ずしも整理されておられませんけれども、まず1点目が将来の世代によりよい都市を残すという「持続可能性」。2点目が、土地利用や建築物がほどよくコントロールされ、緑豊かで自然との共生が図られているなど、将来世代に誇りを持って引き継げる「高質・良質」なまち。3点目は、キーワードだけ申しますと「暮らしやすさ」、4点目として「循環」の仕組みを取り入れたまち、5点目として「安全・安心」。今までは持続可能性的な1つのグループではないかと思えます。

次に、賑わいや活力ということでございますが、1点目として、経済活動や文化活動などの様々な活動が活発に行われる「活力」、あるいは住民以外の来訪者も集積するような「賑わい」、3点目としてイノベーション等「技術革新」の成果が積極的に取り込まれる都市、4点目として、外国人から見ても魅力的、あるいはグローバル経済に柔軟に対応できる「国際都市」、さらに、地域に根ざした「個性」といったキーワードがあるのではないかと、ということでございます。

最後のところがもう1つ別の視点でございますが、主体の関係もでございますが、例えば住民、NPO等を含めた多様な主体が適切な役割分担のもとに相互に幅広く連携する「協働」といったキーワード、あるいは住民等が幅広く共感して政策を進めるために必要となる説明とその前提となる情報の充実を行政が実行して、住民がまちづくりに主体的に参加することで向上する「信頼性」といったキーワード等が考えられるのではないかと、ということで、今までの議論をもとに整理させていただいたものでございます。

以上が、どちらかといいますと基軸、哲学的な部分も含めたものでございます。

こういったものの整理を受けまして、さらに今後の都市政策の方向について今までの議論をもとにして論点、問題意識を整理させていただいたものが資料5でございます。今回は、あくまで問題意識の提示にとどめさせていただいておりますけれども、最終的な報告の際には、これらをもとに施策の方向等まで整理していただければ幸いかと思います。

資料5でございますが、これまでの小委員会での議論で、以下の都市政策の方向に関する問題意識を整理してみました。まず問題意識の1点目でございます。これまでの拡散型のまちづくりにより、中心部の空洞化、高齢者の移動困難、環境負荷の増大、都市財政の圧迫などの問題が発生しており、諸機能の集積、公共交通によるアクセシビリティの確保等による暮らしやすい持続可能な都市を実現することが必要ではないかということでございます。これは、ある意味「持続可能な集約型都市構造」という方向性が考えられるのではないかと。集約型都市構造は、必ずしもこういった部分だけではなくて、地球環境問題等ともオーバーラップする部分があるかと思いますが、ここで整理させていただきました。

問題意識2といたしまして、宅地開発や道路等の施設整備などの「量」の確保に迫られていた時代から、今後は人口減少社会ということでまちづくりにもゆとりが出てくるのではないかと。これを好機としてとらえて、これまでのストックを生かして安全や美しさを追求するゆとりあるまちづくりを進めることが必要ではないかということで、「安全なまちづくり、美しいまちづくり」といった方向性が考えられるのではないかとということでございます。

問題意識の3点目でございますが、モータリゼーションの進展で、市街地周辺部の農村地域等で都市的開発が無秩序に拡散している現状があります。今後都市と農村を一体的にとらえる必要があるのではないかと。また、人口減少や都市の縮退という状況の中で、都市内農地に対して都市的な開発圧力が低下する一方で、消費地近接の利点を生かした農業生産機能としての評価、あるいは自然とのふれあい、憩いの場、防災機能等の都市住民の農地に対する多様なニーズが顕在化していることを受けまして、1つの方向性として「都市と農村・農業の融合」といった方向性があるのではないかとということでございます。

問題意識の4点目でございます。地球環境問題の関係でございますが、地球環境問題が深刻化している中で、単体としての対策には限界がございます。今後は、都市全体のシステムとして温室効果ガス削減、あるいは循環型社会形成を図ることが重要ではないかと。さらには、生物多様性の確保を含む自然共生も求められるのではないかとということで、「環境

低負荷型都市」といった方向性が1つあるのではないかとということでございます。

次の問題意識5でございます。人口減少等で市街地の縮退は避けられないという現実がございます。特に、今お話がございました大都市郊外での大きな問題となる可能性がある。さらには、都市の施設・サービスの維持管理・更新が困難となっている現状がある。こういうものを受ければ、「都市経営的観点からの市街地や都市施設・都市機能のマネジメント」といった方向性があるのではないかとということでございます。

問題意識の6点目でございます。国際的な問題でございますが、グローバル化が進展する中で、国際的な都市間競争に勝ち抜くためには、成長のエンジンとなる都市については強みを伸ばす都市政策が必要ではないか。特に東京圏の場合は、我が国全体の成長の原資であることから特別な対応が必要ではないかということでございます。こういったことから、「都市の国際競争力の強化」といった方向性があるのではないかとということでございます。

問題意識の7点目でございます。今度は国際間連携の問題でございますが、特にアジアとの関係で、アジアは都市問題についても共通の課題がある。そのほか、近年我が国とアジアとの関係も進化しているということで、みずからの都市問題の課題解決方法を模範として示して連携を深めることが必要ではないかということでございます。1つ「都市の国際間連携の強化」という方向性があるのではないかとということでございます。

次の問題意識の8点目でございます。合併等によりまして広域化した行政で、市町村より小さなレベルでの地域経営が課題となっている。こういうものを受けて、コミュニティレベルの自治組織の重要性が高まっていることで、「コミュニティレベルの対応」といった方向性が1つあるのではないかとということでございます。

問題意識9は、問題意識8の裏腹の関係でもございますが、一方で、現実的な都市の課題の中では、都市計画区域、あるいは市町村の区域を越えたより広域的な課題も多く存在するというところでございます。課題に応じた適切な役割分担、あるいは透明性の高い相互調整の仕組みが必要ではないか。特に周辺都市との役割分担を前提とする広域的な調整の仕組みが必要ではないかという問題意識から、「広域的レベルの対応」といった方向性があるのではないかとということでございます。

以上、事務局で今までの議論をできるだけまとめて整理したつもりでございますが、これをたたき台としてご議論いただければ幸いです。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、先ほどの説明に対しまして、委員の皆様全員から順番にご意見をいただきたいと思ひます。B委員から順番に、恐縮なんですけれどもお一人3分でお願ひしたいと思ひます。その上で、もし残された時間があれば、自由な意見交換をしたいと思ひます。ではお願ひいたします。

【B専門委員】 2点ござひます。1点目は、どうしても首長という立場は総合的、全体的に見ることがいつも要求されておひまして、事前にこの資料を頂戴しおひまして、都市政策の方向としてはこういうものなんだろうということは私自身も理解させておひいただきました、この会に出て大変勉強になったと思ひておひます。

その上で、もう少し背景までもっと踏み込んだことも必要かなと思ひていることがござひまして、それは先ほど荒井先生からお話があつたように、これから行政コストがいろいろな意味で大変かかってくる。これを考えたときに、果たしてどこまで大丈夫なのかと。そうなりますと、先ほどお話がござひましたけれども、例えば我が町でも協働という言葉をおひ出しているんです。協働のまちづくりを進めるときに非常に大事なものは、市民のエネルギーがどうやって發揮されるかということなんだろうと思ひます。

都市政策ということからさらに踏み込みますと、社会システムというんでしょうか、例えば家族だとかコミュニティのありようについて、果たして我が国の体制はこれでいいのかなというところまで踏み込んで考える必要性も今の時代出てきているのではないかと。例えば具体例を挙げますと、我が町にも高齢者施設がござひます。全然親の面倒を見ないで、亡くなると遺産だけとりにくるなんていうことが実際にあるんです。

そういうのを見ておひますと、上から目線の話になつちゃうんですけれども、社会全体のエネルギーをおひ率的、おひ果的に回していくために、果たしてこんなシステムでいいんでしょうか。共同体の最小単位ですから、むしろ家族のきずなをもっと深める中で相互扶助の地域づくりを行つていくためには、まず家族が寄り添つておひ互い助け合つてやつていくところにきちんとエネルギーが發揮できるような社会システムに持つていかないと、我が国は多分これからどんどん衰退してしまうのではないかなと感ひているんです。

今回の都市政策の今後のあり方ということをおひ考える中で、日本も明治、戦後例えば民法の改正だとかいろいろ社会システム自体をおひ変えてきたわけなんですけれども、果たしてこの社会システムのままがいいのかということまで踏み込んでいかないといけないのかなと。これも、どちらかというとおひ政治の役割でもあり、今は大政治だけじゃなくて地方、地域で考へていき、みづから主体的に今のシステムはどうなのかということをおひ国民一人一人が考へ

る時代になっているのかなと。

その辺のところまで踏み込んだ議論がこれからなされてくる中で、見させていただきました、まとまった都市政策が本当に可能になってきて、持続可能な地域社会ができてくるのではないかなということを感じておるといことです。

あと一点、資料5の問題意識9というところでは、広域的な課題云々ということで、どうしても自治体は、首長は特にそうなんですけれども、我が町のことだけを何とか宣伝してやろうという気持ちになります、もっとグローバルに考えて、広域的な視点の中で我が町がどういう施策をすればいいか考えていくことが非常に必要なんだと思うんです。

そうすると、広域的な視点で都市政策を考えていくポジションが必要になってくる。それは果たして県なのかということについては問題提起していきたい。もっとグローバルな、国全体なのか、例えば道州制なんか議論されていますけれども、少なくとも県単位ではないのではないかなということも1つ指摘させていただきたい。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。じゃあC委員、お願いします。

【C専門委員】 これを事前に送っていただきまして拝見して、今おっしゃったように背景をとということなんです、自分の背景から言いますと、私は商学部というところにおりまして、論点整理④を見たときに、論点の最初のところに「戦略的な政策」とか、2つ目のところに「都市経営」ということが書いてあるんです。戦略とか経営というのは、私は商学部におりますのでいつも耳にしている言葉で、こういうことを教えている学部なんですけれども、1つは、戦略とか経営というのは都市の問題を考えるときにも随分前から使われるようになって、ある意味では定着しているのかなと思うんですが、これがどう使われるのかということについては、もう少し統一したといいますか、みなさんの考え方を概念化する必要があるのかなと思っています。

我々の感覚からすると、戦略と経営は基本的にはどっちも何かミッションみたいなものがある、それを適切に遂行する手だて、手段、方法、措置といったものを集合体として戦略とか経営と呼んでいますけれども、戦略の場合はどちらかというとインタラクティブな面が強く、例えば相手がどう出たらどうなる、こうしたらこう変わっていくといったことを重視するのに対して、経営というのはもうちょっとスタティックな面が強いかなと思っていて、特定の目的を効率的に実施するためのコースといいますか、パスを考えていくことなのかなと思っています。

それで、そういうことを考えたときに、論点整理①の「戦略的な政策」というところについては総合性みたいなことを書いてあって、2番目の「都市経営」ということについては施設維持のようなことが書いてあるんですけども、さらに論点整理②の問題意識の5に「都市経営」という言葉が出てきて、マネジメントということに言いかえていますが、維持管理、更新が強調されているということなんですけれども、我々の感覚からすると、経営とか戦略というときは例えば論点整理②にあるような問題意識、あるべき姿みたいなものがあるものであって、それを総合的にやっていく。さっき言いました措置、手段とかの集合体を経営、あるいは戦略といたりするんです。

ですから、ここでは限定的に使っているんですけども、もうちょっと広い意味で使われたほうがいいのかなどという感じを持っていて、その意味では論点整理①で全体を統括する中で戦略、経営と使われているので、論点整理②のほうでもそれを包括するような概念として、執行の段階、あるいは実行に移すレベルみたいなものを意識した上でその言葉を使われるのがいいのかなどと思っています。それが1点目です。

2点目は感想なんですけれども、非常によくまとめられていて、とてもうまく全体を網羅して、しかも新しい価値観が入っていると思うんですが、あえて言うと、論点整理が1から9まである中で新規性があるのがそれほどないと思っています、この時代変化の中の問題意識をもうちょっとビビッドにあらわすものが必要なかなと思っています、それは何だと言われると答えがないんですけども、意識だけは感想として申し上げたい。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。じゃあD委員、お願いします。

【D専門委員】 資料を拝見しましたんですが、資料5に問題意識が列記されておるんですが、非常に盛りだくさんでありまして、現在、あるいは今後予想される都市の生み出す所得からすれば、基本的にこれを実現することは不可能だろうと思います。すべてを実現することはもちろんですし、このうちの大部分を実現することも多分不可能だと思うんです。

というのは、そもそも都市というのは経済活動の場でありまして、経済的な便益以外のものは通常都市では得られないというのがもともとの都市の成り立ちだったわけです。そういうものを得たければ、都市以外のところに住みなさいという話だったんです。しかしながら、全体の経済が主力の経済システムになっていく中で、基本的に非常に多くの人が都市に住むようになって、経済的な便益だけでは困る、もう少し生活の便益もなければ困

るといふことで経済活動がやりやすくてできるという意味での経済的な便益以外のものを高めるための方策が多くの人から望まれるようになって、それこそおいしいといったことが都市にも求められるようになってきた。

一方で、科学技術の進歩、あるいは人口構造が非常に若くて年々労働力率が上昇する中で、経済的な便益以外の便益も都市は十分に提供できてきたわけでありましたが、ここで状況が変わって人口が減少する。特に都市は、人口はそれほど減少しないかもしれませんが、労働力が大幅に減少するわけです。これは高齢化の結果であります。同時に人口構造も高齢化するということで、経済的な便益以外のものを提供できるだけのゆとりが都市に今後ともなくなっていく可能性があるわけです。

そうなりますと、考えなきゃいけないのは、根っこに戻ってそもそも今後とも国民の大部分が都市に住むことを大前提として都市のあり方を考えるのか、そうではなくて、都市に住む人もいるけれども、その他の便益を求めて都市以外のところに住む人もいるという人々の行動を前提に考えるのかで、随分都市のあり方が変わってくると思うんです。もちろん一方で人々の価値観もありまして、今のようにもかく経済的な価値がすべてであるほとんどの人が思っている中ではなかなか変わらないかもしれませんが、少しずつ萌芽的にそういう変化も出てきているわけでありまして。

ですから、第1点としては、今後ともより多くの人々が都市に住む、したがって経済活動以外の様々な生活活動に対しても多くの便益を与えてくれるような都市を引き続き志向するのか、そうではなくて、都市地域以外のいわば地方を活用して、都市の便益にはこういうものがあります、こういうものはありません、地方にはこういう便益がありますということで、都市だけではなく地方を合わせたところで総合的に国民全体の便益を上げていこうと考えるのか、今後の都市のあり方をどう考えるのかという視点が1つ必要かなという感じがいたします。

それから、もう1つ申し上げたいのは、先ほど全部は無理と申しましたが、当然全部は無理なわけでありまして、したがってすべての都市が1から9に該当する便益を実現することは無理ということでもありますから、都市によってうちはここを重視する、ここは得られませんということで、それぞれの都市が今後の方向を模索することがあり得るし、むしろそれが現実的な方向だと思うんです。

だとすれば、都市計画はこの全部をワンセットで実現するものではなくて、ある意味では個性かもしれませんが、その都市が何を重視してそれをどう実現していくかというとき

に、都市の多様性といいますか、多様な選択、多様な都市の形成ができるような柔軟な都市計画が一方で求められてくるのではないかと思うんです。

ということで2点申しました。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。じゃあE委員、お願いします。

【E専門委員】 本当はご質問してそのお答えを聞いた上でお尋ねしたい部分があります。ご質問したいことは、この報告をどこでどなたがごらんになるかによって、コメント内容も若干変わってくるということです。

というのは、C先生が先ほど厳し目に新規性がある部分はないんじゃないかと言われて、実は僕も同じ感覚を持っているんです。ただ、おそらくこう考えたら新規性がある。というのは、私のプレゼンの中でもお話しさせていただいたんですが、例えば集約型都市構造とか都市と農村の融合は、国土形成計画や政策課題対応型の都市計画法の運用指針に入っているもので、その意味では新規性に乏しいんです。けれども、プレゼン時点では400人ぐらいの地方行政担当の方とお話しさせていただいた上での発表だったんですが、都心にマンションをつくるのがコンパクトシティなんだと誤解されていたり、どっちみちできないという思い込みが非常に強いということがわかってきました。そうじゃなくて、いろいろやっている例をお見せしてコミュニケーションしていくなど、伝える努力と工夫をすれば、わかっただけというか、解決できる部分が見えてくるというのが実態でした。今後の都市政策の方向を列挙するだけじゃなくて、それを実際に動かすためのお金の話だけではなくて、どう伝えてわかってもらうのかということがミソなんです。そのためのコネクションをこれからどうされるかというところに、新規性を期待したいと思っています。おそらく、集約型にするとか環境低負荷型というのは、動きの早い自治体の方は名前だけを取り入れてやられているところも既にありますが、実態と違う使い方をされていたり、本当はもっとエビデンスをセットで出してもらわなきゃいけないという話もあつたりします。そういうところで幾らでも新しい都市政策の方向性は求められるのですが、そのところまで踏み込みますか、どうしますか、だれにどういう形で見せますかということです。それが1点です。

あともう一点、今、D先生もご指摘されたんですが、都市は基本的に経済活動の場であるということで、都市の経済活動を自由に任せていったことによってこういう問題が生じた部分がほとんどだと思います。市場の失敗ですよ。食べ逃げしていくことを許していっ

たからこういうことが起こっていたわけで、その反省をしっかりと書く必要があって、その上での広域調整であったり、それから破綻を防ぐために例えば私権を制限していく。要するに、広域調整は1つの私権の制限の形だと僕は思っていて、どういうスケールで考えるかということだけだと思えます。

だから、そういう意味で、区画レベルでのローカルな小さいスケールから広域レベルでの大きいスケールに至るまで、いろいろなスケールで単に規制をかけるだけじゃなくて「計画」をきちんと考える必要がありますということは、今回いろいろな分野の先生がおられる中で比較的皆さんが合意されたことなんじゃないかなと感じております。

以上です。

【委員長】 今のご質問ですけれども、報告をだれが見るのか、どう使うのかというのだけ簡単に言っていただいてもいいですか。

【事務局】 この小委員会からご報告をいただいた場合には、基本的に都市計画部会の部会長に対してご報告する形になりますので、社整審の都市計画部会における今後の審議の参考という位置づけになると思います。特に、都市計画制度の基本的枠組みという審議が今後なされる予定でございます。そういうもの前提として反映されるという前提でお考えいただければと思います。

以上でございます。

【委員長】 じゃあF委員、お願いします。

【F 専門委員】 前にここで言ったときもお話ししたと思うんですけれども、都市の問題に関しては大体今までに尽出していることが多くて、ただ、出尽くしているといっても、世界中でいろいろな人によっていろいろな試みがなされているので、それを整理することは重要なことで、まずこういうふうにとまとめたのはいいことだと思います。

特に資料4の下のほうに書いてあることを私は評価したいんですけれども、「柔軟な対応」というところで、従来型の都市政策だと、極端な言い方ですけれども一度決めたらたとえ将来どんなことがあっても絶対変えないという形で、そのひずみが今非常に問題になっているので、「問題が起こったら変えます」と国がちゃんと宣言するという事になったら、画期的で評価できることだと思います。ただ、実際にどうやっていくかということになると、これだけいろいろ全部もったもなことが書いてあるとメリハリをつけていくしかない。なのでメリハリをどうつけるかということだと思えます。

そのメリハリのつけ方で3つばかりこうしたらどうだろうかということなんですけれど

も、まず1つは、都市と一言で言っているんですが、例えば資料5を整理していくときに東京は違うなんて書いてあるように、都市によって性質が違う。全部を「都市」というくりにしてしまうのは、みな「日本人」と言っているような感じになってしまう。こういうことをやると、ぼけてきちゃうんです。ですから、都市の特質によって日本の中の都市をパターン分類して、パターン化によってもうちょっと別々に話を進めないとまとまらないんじゃないかなと。そうじゃないと、全部もっともだという話になっちゃうだけなんです。

2番目に、これから先1人じゃ全部できない。従来の日本ですと、例えば政府が何かやれば全部思いどおりになった時代もあったかもしれないし、そういうことが要求された時代もあったかもしれないけれども、これからは政府だけやるのは無理なので、例えば産官学民のいろいろ役目の違う人たちの協力が重要になるわけです。

モジュール化していろいろな人たちが協力してやろうということになったときには、責任分界点をどう決めるのかということが重要で、前もこの委員会のときに言ったと思いますけれども、子供の見守りをするといっても、例えば昔だったら警察に全部任せておけばいいといっても、警察だけじゃできないとなったとき、地域の住民の方とかボランティアの人の協力も要るわけです。それから、河川関係でも、全部国が責任を持って川の管理をするなんていったって、実際には川の前に住んでいる人の協力があったほうが手っ取り早い場合もある。そうなったときに責任分界点をどう決めるのかということは重要で、それと、努力してもうまくいかない場合もあるので、ベストエフォートというか、みんなが最大の努力をするということに対しての確認をする必要があると思います。

そうなってくると、根底には公と私のバランスをどうとるか。日本は公と私がどういう関係になっているかあいまいにするものだから、話がぼけるんです。そこははっきりしたほうがいいんじゃないか。バランスをどうとるのかということが大事だと思います。

最後に、もっともなことをたくさん並べてどうやるんだということになっていったときに、何となくうまくいかないと思うのは、こういう話は「やること」ばかりなんです。当然なんだけれども、新しいことをやろうというわけです。だけどこれからは、ここにも書いてあるように少子高齢化になって国の状況が変わってくるんだったら、「やること」じゃなくて「やめること」をディスカッションしなきゃだめで、一般に言われているものだとサンクコストをどう消すかということなんですけれども、維持しようなんて考えるからうまくいかないんで、壊したほうがいいということもある。

もっと極端なことを言うと、ある地域は廃村とかいうこともそろそろ少しは考えないと、すべてをよくしていくのは無理なんだから、やることより何をやめるのかということデザインカッションするほうが現実的じゃないかと思いました。

【委員長】 ありがとうございます。じゃあG委員、お願いします。

【G委員】 かつて拡散型都市構造から集約型都市構造への転換という形でこの審議会でも報告をまとめて、一連の法改正を説明したことがあったと思うんですけども、今回も今後の都市政策ですから、そういう意味ではある程度総論的に考え方をまとめて出して、その上で制度改正等につなげていく出発点になる報告なんだと思います。そういった意味では、資料4と資料5がある程度網羅的で、多分この後文章化していくともう一步突っ込んだ表現になっていくんだと思うので、それがきちんとしていけばいいんだと思います。

その場合に、私は2点だけ、表現はともかくとしてこういった趣旨のことを書いておいたほうがいいんじゃないかということをお願いしますけれども、ここで示す問題意識等に対応していくために、まちづくりのルールを適切に改変、あるいは構築していくことが大切だということが1点。それからもう一点は、都市のコントロールについて規制を強化すべき点と、一方で地域からの発想とか発案を重視していくべき点を整理していく必要がある。そういったことを今回の報告の中で明記していくことが必要ではないかと思います。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。じゃあH先生、お願いします。

【H委員】 1つは資料4の論点整理①「今後の都市政策の基軸となる考え方」のところですが、問題意識として「都市の膨張を前提としてきたが」云々とだけ書かれているところについて、もう少し時代の大きな流れのことが書けないかなという気がします。つまり、日本がこれまで戦後の復興から始まって高度成長に対応してやってきて、今ここにある我々が次の世代に対して何を残すのかという問題意識を持つべきじゃないか。

そういうことは、逆に言うと、自分たちで次の価値、あるいは志を描いていって、それに向かって進むという時代になっているんじゃないか。高い志を持つということがまずなければ話が始まらないし、持てる時代ではないかということのをうまくうたえないかと思います。

それから、2点目は資料5のほうにかかわるんですが、今後の都市政策の方向としては、いろいろ書かれていらっしゃることはよくわかるのでそれほど違和感はないんですが、全体を通してこういったことを実現していく過程、プロセスについて、まちづくりと呼ばれ

ていることなのかもわかりませんが、そのこと自身が人々の生きがい、あるいは満足感につながることに実はなっているんじゃないかという気がややするんです。ですから、今後の都市政策の方向性はこれだけども、実現するプロセスは非常に大事だということはどこかでうたっておきたい。そのこと自身が我々自身の満足感、幸福感、社会に参加することにつながるんじゃないかということも考えたいと思います。

最後は、ないものねだりで申しわけないんですけども、いわゆるシビルミニマム的な議論が前からいろいろあるわけですが、今は一歩進んでユニバーサルデザイン的なことを求めているということだと思えます。だれもが使いやすくなる社会であるべきだと。同時に、一方でローカルな価値を求めている、日本の都市をつくりたいという気持ちが私にはあって、ユニバーサルデザインだけど日本の都市、我々の都市をつくる政策をぜひやろうじゃないかということぐらいは言ってもいいんじゃないかなという気がいたします。

以上です。

【委員長】 じゃあ I 先生、お願いします。

【I 臨時委員】 おおむねの方向は大体皆さん言われたとおりですけども幾つか申し上げますと、1つ目は、あくまでもこれはメモの段階なので、次に書いていただくときの教訓なりアドバイスということで聞いていただきたいんですが、全体的にまだかなり言葉足らずのところがあるような気がいたしました。

例えば資料4の論点の1個目の「今後の都市政策は、真の意味で『都市における総合的かつ戦略的な政策』』というの、事実上何も言っていないに等しいというか、つまり都市政策はもともと定義としてこういうものなわけです。したがって、これまでどういうところがよくなかったのか、あるいは都市政策の中でも都市計画というのはそのうちの空間に関する1つの道具立てですから、そういう使い分けという意味でかなり言葉足らずのところがある。

2点目の「都市経営」も同じで、これまでは成長型の都市経営がされてきたわけです。それに対して、今後はそうじゃない都市経営にシフトしていく必要がある。それから、都市経営と行政コストも微妙に意味が違って、大事なことは、わりとどちらも行政目線というか上から目線の言葉遣いなので、本当に市民にとってどうなんだろうということ、きちっと記述しておく必要がこういうところにはあるように思います。

3点目の「柔軟な対応」というのは、普通に読んでみると対症療法をまたやるんですかみたいに見えるので、実はそうではなくて、大きなフレームの話、あるいはPDCAを

ちゃんとやるということが書かれて初めてこういうことが意味を持つので、そういう言葉
足らずのところをきっちり書き込んでいただければと思います。

もう一点そこに関して言うと、2ページ目の「ほどよくコントロール」されると高質・
良質なまちができなかったのが今までの経験でしょうから、そのあたりもしっかり書き込
むのかなと思いました。

2点目は、何人の先生方が言われたように、都市とひとくくりにしても無理があつて、
どちらかという都市それぞれの多様性とか個性みたいなものを重視した上で云々という
話なのかと思います。その点で言うと、数年前にいろいろな都市、特に中心市街地のこと
を議論したときには選択と集中というのが大きなキーワードになっていて、これを経験す
ると、今回のように何でもかんでも都市というのはかなり違和感を私は覚えるので、その
あたりのすり合わせというんでしょうか、選択と集中というキーワードと今回のものがど
うバランスされているのか、あるいは論理的につながっているのかというあたりは、もう
少し考える必要があるのかなと思いました。

それから3点目は資料5のほうですけども、これはあくまで今後の都市政策の方向が
書いてあつて、そこに至るまでの大きなロードマップみたいなのはやっぱり要るのかなと
思います。何をいつごろどういう順番で改善していくとこういう方向にというのは、この
小委員会でやるのか別のところでやるのか分かりませんが、ロードマップのないまま
に行き着く点だけ示しても、なかなか行けないというのが今までの経験だと思いますの
で、そういうものも必要なのかなと思いました。

以上です。

【委員長】 じゃあ、J先生。

【J 専門委員】 私は法律を解釈してきた人間で政策を語るのは苦手なのですが、ほか
の先生のお話を聞いていて思いついた点が3つありまして、まず1つは、こうなると都市
計画法を見直すのではなくて、総合計画法というのをつくらなきゃいけないんじゃないか
と思います。

まず国のレベルで土地の利用の方針を示すというのが一番頭に来て、その方針が何かは
はっきりしないんですけども、今日のお話を伺ってみても、土地利用だけではなくて福
祉政策なんか絡ませなければいけないので、国レベルのところでは、やはりコーディネ
ートする働きをする計画省みたいな計画専門の役所を1つつくる必要があるんじゃないか
と思います。今出先機関を廃止する動きになっていますが、やはり出先も必要になるだろ

うと思います。これは地方自治を否定するわけではありません。

それから、国の下の中間レベルの計画も必要になってきて、道州制になれば州ということになるんでしょうが、現行のまま都道府県でいけば、都道府県の調整メカニズムをきちっとつくる必要があるだろうと思います。それから、市町村レベルの計画ということになると、今日の荒井先生のご報告だとメッシュ単位で特色が出てくるということですから、市町村全体の計画以外に部分の計画をどのレベルまで構成するかという必要がかなり出てくるかなと思いました。これが1点。

それから第2点が、総合計画法というのが1つあるんだけど、その関連法令が必要だろうと思います。その1つが資源管理法です。今日いただいた資料に農地の問題が出てきていましたが、この間新聞報道で農地での砂利の違法採取の報道がなされていました。瀬戸内海近県が全部海砂利採取を禁止しましたので、そのしわ寄せが関東では山砂利、丘砂利に来ているということだろうと思いますが、これはそもそも資源管理という発想が砂利採取法とか採石法の前提にないから起こることでありまして、浅見委員長もおっしゃっている計画許可で再構成して、資源管理法で一括しないといけない。

それから、私の言葉で言えばこれから社会がちぎれてきますので、集落の横っちょには広い空間ができるだろう。そうすると、ネイチャーリザーブが必要になります。手軽にかけられるネイチャーリザーブの仕組みをつくらなきゃいけないので、今いろいろな法律に分散しているネイチャーリザーブを総合するような法律をつくる。この法律はどこが所管するかというんだけど、資源管理法だと今の採石とか砂利採取ですから経産省、それからネイチャーリザーブのゾーニングということになれば環境省の所管でいいと私は思うんですが、先程の計画省にこのコーディネートの特権を与える。つまり、口を出せるということにしておかないといけないと思います。これが2点。

それから第3点で、これが一番難しいんですけど、市町村のところでかなりやわらかい仕組みをつくっておかなきゃいけない。つまり、今日の荒井先生の報告で人間が成長していくことに合わせて土地利用も考えなきゃいけないということがよくわかったんですが、そうすると、時間と変化に対応できる仕組みは何かということです。だから、メッシュの1単位での契約か、あるいはそれに相当する何か。今整理できないんですけど、そういう柔軟な仕組みをつくらなくてはならない。

そのためには、法律家としては所有権の社会化を徹底しておかないと、つまり今のよう

1つは、法律解釈じゃないんですけども情報提供。私も田舎におふくろを残しているんですが、おふくろが死んだ場合にその土地をどうしたらいいかが今悩みの種です。つまり、田舎じゃそう簡単に土地を都会の人に売れないので、どうしたらいいかということです。そうしないと、変な人が入ってこられると村が壊れます。役場へ行ったら一緒になって相談してくれたらありがたいんですが結局そういうことはないので、一族郎党で次だれに売るか相談するということになるんですが、そんなことに頭を使っている時間はあまりないんです。というわけなので、情報提供というか、どのようにこの土地を次に正々堂々と使える手があるかみんなで考える仕組みをつくらないと、制度は動かないということです。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。では、K委員。

【K専門委員】 私は、現行の制度、法律、プロセスのことはちょっと置いておきまして、資料5の論点整理の農業にかかわる問題意識3のところについてコメントさせていただきたいと思っています。

まず現状認識として、1つは合併市町村ができていく中で、広く、ある意味では農業を含んだ面積当たりの経済力が薄い都市ができていく、それから、人口の減少や高齢化の中で、やはり面積当たりの活動量が低いエリアができていく。農業とのかかわりを考えた場合、土地利用計画の部分が非常に大きいわけでございますけれども、実は日本の農業は、農業ではありますけれども実は集約化で発展を目指してきたわけでありまして。ですから、農業ですけれども都市の論理に近いことをやってきたわけです。

それでは行き詰まってきて、どうするかというと、粗放的な管理にするか、ほかの産業と連携するかとの2つしかないんです。これは今までの日本の農業は得意じゃなくて、しかし地域によっては水田をやめて放牧しちゃうところも出てきているわけですが、そういうのに近い発想が都市の部分的にも必要になってくるんだろうと思います。実際に、あいた空間を農地にしたらいいというわけではないんですが、発想としてはそういう粗放的な管理の手法を考えていく必要が出てくる。

しかし、これは本来都市じゃなくて、むしろ部分的にさらに狭いエリアに集中して、残りの部分を分離したほうがいいという発想もある。仮により狭く集中した部分をつくるにしても、やはり残りのエリアを粗放的に管理しなきゃいけないということは必然的に残るので、そういうものとセットにせざるを得ないんだろうと思っています。そのときに、私の報告にありましたけれども、都市の中でも新しい空間ニーズ、都市住民だけでも農的

な世界を求める人がいる。そういうものとうまく連携する仕組みが必要だろう。

そうなってくると、ゾーニングということがどうしても問題になります。しかし、従来の農業とそれ以外の産業という産業の壁としてのゾーニングではどうもだめで、いろいろな機能の評価を含んだ多面的な機能とか、業界間の連携を考慮した機能評価によるゾーニングがもしできればいいのではないかと思っています。

例えば、最近経済産業省と農林水産省と一緒に野菜工場の促進を始めているわけですが、これは実は工場扱いになってくるので農地や宅地には建設できない。農業とほかの産業が融合した形を土地利用でやっていく上では、従来の土地利用計画を多少部分的に修正していく必要があるという、新しい発想の土地利用計画なりゾーニングが必要になってくるのではないかなと思います。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ではL委員、お願いします。

【L専門委員】 資料4の論点整理の2ページのところで、問題意識の2行目のところに「中長期的な時代を見据えても普遍的であるような価値や考え方を整理しておくことが必要」という記述がございました。これに関連して意見を述べさせてもらいたいと思います。

都市は古代からあったわけですがけれども、農業社会、工業社会それぞれの都市の役割が異なっていたと思います。21世紀、これからは知識社会ということが言われております。これは物からソフトへということで、グーグルだとか任天堂の時価総額がものづくりの会社よりもはるかに高いということからも、そういった時代が確実に来ているわけですが、じゃあ知識社会になったときの都市の役割がどういうものなんだろうかということを考えておく必要があるのではないかと考えます。

知識はこれからますます広範になり、かつ専門化していくんだと思いますけれども、それだけに全体的に統合していくということがこれから必要になってくる。統合していく機能が都市ではないだろうか。言ってみれば、知のハブが都市の機能ではないだろうかと思っています。そういった都市がこれから新しい価値、あるいは富をつくり出していく源泉になっていくのではないかと。

としますと、最近よくクリエイティブシティということが言われていますけれども、創造する都市といったことを考えていく必要があるのではないかと。そうしますと、大学の先生方、作家、芸術家、医者、研究者、技術者、弁護士、会計士といった専門職、高付加価

値を生み出す人々が日本のみならず世界から集まってきて、快適に過ごせる都市を目指す必要があるのではないかなと考えます。

そうなりますと、都市の魅力を高めるということで、そのためには安全・安心はベーシックなところでありますけれども、おいしいものが食べられる、劇場、コンサートホールといったエンターテインメントも充実している。ともかく24時間そこにいると非常にエキサイティングで楽しいまちをつくっていく必要があるんじゃないか。

さらに、知のハブということですと、カンファレンス、コンベンションといった施設は、実は経済的な収益性はそれほど高くないということになりますので、そういったものを制度的に支援していく仕組みが求められていくのではないかなと考えます。そういったものは、先ほど何人かの先生がおっしゃっていましたが、おしなべて全国の都市に広く適用するものではないと思いますので、三大都市圏とそれ以外は分けて考えるべきだと考えます。

以上でございます。

【委員長】 それではA委員、お願いします。

【A専門委員】 それでは、3点お話ししたいと思います。既に何人かの先生からご指摘がありましたが、そもそもこの委員会の名前が都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会ということで、都市という言葉で扱う対象を決めているわけですが、ここで言う都市とはどういうことか考え、対象が何かということを考えておかないと、これから特に資料5に書かれてある9項目の問題意識を書いていく中で、おそらく記述が明確にならないだろう。

私が思うに、簡単に言うと大都市、あるいは大都市圏、中枢・中核都市、地方の中小都市の3つの分類があって、さらに衰退する、あるいは繁栄するどちらかの冠がついているわけです。さらに、これから15年ぐらいしてリニアが東京、名古屋でつながると、もう1つ上のランクとして東京圏を前提とした拡大大都市圏があらわれる。このぐらいのバリエーションがあって、それに対してどうするかというふうに都市を考えないと、おしなべて都市というのではとても扱えないだろうという気がします。これが都市に対する領域の設定の前提ではないか。

第2点が、問題意識の6番、7番に国際という言葉が出てきます。1つは国際競争力、もう1つは国際間連携。この国際という視点をどう入れるかは、おそらくこれからの都市を語る時に不可欠な部分である。国際については簡単に言えば2つあって、対外的国際

化と対内的国際化があるわけです。

対外的国際化については、例えば国際競争力に象徴されるような、インフラで言えばハブ空港をどうするかといった産業構造を含んだ対応と、今ある制度上のバリアをどうするかといったソフトの問題がある。この辺をセットで考えるわけですが、これは国際競争力ということでもいいだろう。

問題は、対内的国際化についてどう考えるのか。当然のことながらこれから外国人が増えていく中で、スラムが起きるかもしれないといった話、コミュニティの崩壊、新たなコミュニティの誕生によって、安全・安心という言葉はどうなるのかについての視点は要るのではないかというのがございます。

それから第3点目ですが、とどのつまりは人口減少という大きい局面では、これから扱うべきテーマはコンパクト化した都市、あるいはコンパクト化していく国家ということに行き着くわけです。ここですべての問題が今日出てきた新味がないという話に若干関係があって、それにどうこたえるのかということについての方向感を出せるかどうかだと思えます。

ここで思ったのは、さっき言った空間領域の話のほかに時間設定というのがあって、今は2009年ですが、さっきの都市のくくりの中で言うと、大都市圏、とりわけ東京圏はこれから15年か20年ぐらいまだ人口増が続くわけです。だから、この間の話を使うのか。時間設定が2020年なのか2035年なのか2050年なのか。結果的には、2050年ぐらいになれば大体ある種の方向は見えてきて制度的なことが言えるんですけども、その間の20年から30年の間を抜おうと思うと、2035年のビジョンをつくっていただければいいわけですが、2050年前提となると、前半の二十数年間については大都市圏の話はまったく対応できない政策をつくってしまう可能性はある気がします。ですから、時間設定をどう置くか置かないのかの選択があると思います。

最後に、地方中小都市について不安が残るのが、簡単に言うとふるしきをたたむわけです。たたんだ後どうするかというビジョンを言うのか、言えないのかというあたりがないと、地方の中小都市の姿が見えてこない。私は長くカナダにいたんですが、カナダはほとんど自然ですから人がいない場所がいっぱいあるわけです。そういう世界があるわけだから、日本もそういうことがこれから起きるかもしれない中で、その時の地方の中小都市はどういう位置づけになるのか。明らかに中枢都市とか大都市とは全く違うわけです。

ですから、小都市の話はおそらく都市政策を語る場合は書かねばならないだろうという

ことで、結論から言うと、皆さんがおっしゃったように、今までのような一般的なユニバーサルな話じゃなくて、個別のことにどのくらいこたえられるか。あまり個別にあるとまた違いますけれども、ある種のビジョンをどう考えるかということの中で政策を書くのではないかという印象を持ちました。

以上です。

【委員長】 じゃあM委員、お願いします。

【M専門委員】 簡単に2つだけちょっと乱暴なことを申し上げます。報告書にどう書くかは思いつかないので、とにかくこういう感想を持ったということだけお話しします。

1つは、都市政策という枠組みそのものがそろそろ難しくなっているんじゃないか。先ほど私は意図的に空間政策という言葉を使ったんですが、都市、農村の二元論がおそらく根本にあって、例えば問題意識3にも「都市と農村・農業の融合」と出てきますが、これはまだ二元論で議論しています。そういう意味で言うと、そもそも都市政策と立てること自体がどうなのか。物的管理技術としての都市計画の技術という意味での都市政策は当然ありますが、それを超えたところが多分こういうことには求められているのではないか。都市と農村をひっくるめて、例えば空間政策と言えるような考え方をどこかで打ち出していく必要があるんじゃないかというのが1点です。

もう一点は、空間政策と社会政策を一緒に考えなきゃいけないと思っているのですが、おそらくそれを現時点である種の形で実現しているのは、私は地方行政だと思います。国は基本的にある意味では縦割りのシステムを使っているわけですが、そこにまちがあって、人がいるという現実の中で、例えば市町村の職員の人は本当に動き回っています。地方でフィールドワークするとよくわかります。それこそまさに現実に関わり合っているんです。だけど、それと今の制度的枠組みは対応していない。非常に苦しい中で、個々の職員がすごく頑張るという状況で、ある意味で一体化されているんだろうと思うんです。

実は、日本の地方行政制度は100年前におおむね原型ができていたわけですが、そこから市町村合併はあったけれども、非常に変わらないで来ている。市が都市に対応するということになっているわけですが、現実的にそうではないことはよくご案内のとおり。そういう意味で言うと、おそらく国交省の権限を大幅に逸脱するんでしょうけれども、地方行政制度の空間的枠組みをどうするかは、単に行政規模を上げて行政効率を上げようという今の合併の議論だけではない次元で再考していく必要があると思います。それをこの場でどう書くかというのは、私は何とも言いがたいんですが、それについて少し念頭に置いてい

ただければと希望いたします。

以上です。ありがとうございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。都市計画は整備、開発、保全の方針とよく言いますが、多分廃止の方針、あるいは融合の方針とかいろいろ入れなきやいけないんだろうという感想を持ちました。

各部門の専門のお立場から貴重なご意見をいただいたんですけども、本日も都合により欠席の委員の方からもコメントを預かっているということですので、事務局からご紹介をお願いいたします。

【事務局】 それでは、N専門委員からですが、資料5の問題意識6にも関連するということで、1点として規制目的に応じた規制行政の再検討という視点があってもいいのではないかという印象を持ったというコメントでございます。ご趣旨は、国際競争力の強化は規制緩和の中で議論されてきておりますが、アメリカの例をとると、市場開放を基本としながら一方で規制の見直しや強化を図っている例もあるので、そういうものを参考にしはどうかというご意見です。

あともう一点として、土地そのものに注目した規制から、その上にある利益、あるいは価値観に注目した規制の組み直しという点も取り上げてはどうかというご意見をいただいております。

もう一方、O先生から実は資料の各項目について大変詳細なご意見をいただいておりますけれども、時間の関係もございますので、宗田先生とご相談した上で後ほど皆様のところにお届けできる形にしたいと思います。主な点だけ申し上げますと、例えば資料4の「都市政策に求められる変革」に関してでございますけれども、「都市における総合的かつ戦略的な政策」というのは公共投資が民間投資を誘発して相互に相乗効果を生み、効率を上げることが前提とした計画手法であると考えている。公共部門を総合的かつ戦略的に組み合わせるために、交通産業、農業、福祉、医療、環境の施策の緊密な連携が必要だという点、あるいは、この戦略のもう1つの当事者には市民や事業者がいることを忘れないようにしなければいけないという点がございます。

また、今後は主体に関して、公と民のパートナーシップというのんきな話ではなくて、民間の動向を逐一把握しながら柔軟な戦略を立案できる能力を求めていく必要があるのではないかとご指摘がございました。

また、都市経営に関して、需要の減少はまず市場に大きな影響を与える。そのための経

済活動の場である都市、特に縮小が著しいとされる地方都市で経済活動の維持管理の転換、代替機能の保証などの手だてが必要となるのではないかという点。

あるいは、今後の柔軟な対応が必要だということに関しては、今までの一種誇大妄想的な社会資本整備と過剰な期待による民間投資を許していた時代は終わって、切実な生き残りをかけた最悪の将来像を描くような計画論に転換しつつあることも念頭に置く必要があるのではないかという点。

あと、「重視すべき価値・考え方」については、現在の都市計画法にあります「都市の健全な発展と秩序ある整備を図って、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する」という点、あるいは「農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保する」という第1条と第2条は、十分に今でも共感を得られる普遍的な価値・考え方であるのではないか。その基本は変わっていないのではないか。それをもとにして、よりわかりやすい現代的なキーワードを選んでいくことが必要ではないかというご指摘をいただいております。

このほか、論点整理②「今後の都市政策の方向」についても、各項目について詳細にご意見をいただいておりますが、後ほど皆様に配付するようにさせていただければと思います。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、皆様方からご意見をいただきましたけれども、ここからは何かご発言があればご自由にお願ひしたいと思います。何かございますか。どうぞ。

【B専門委員】 先ほど少し概要的というか大雑把な意見を申し述べたんですけれども、首長として1つ感じていることを具体的な例として。国交省の皆さん方がお越しですので、こうなったらいいんじゃないかなと思うことが1点ございまして、建物を壊してもその後何かつくらなければならないのであれば補助は出るんですけれども、除却のみに対する補助はないんです。物を壊してその後維持管理がそれほどかからない、例えば芝生にすれば芝生で維持管理はかかりますけれども、少し森にしてしまおうとかいうものに対する補助は考え方がまだないように現場で見えています。

市でもたくさんの施設があつて、それを壊さなければならないんですけれども、壊すにも大変なコストがかかるわけですし、現実には壊しただけであとは何もしないという問題があるかもしれませんけれども、まずはその上にまたお金をかけてインフラ、あるいは施設を整備するんじゃないかと、原っぱにしておいて子供たちが遊べる空間にしておくとかい

うのでも国の助成があるのであれば、かなりいろいろなものがきれいに壊されていくんじゃないかなと実は感じておりますので、問題提起ということでお話しさせていただきました。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。確かにそうですね。例えば定期借地の制度なんていうのはまさにそれをあまり考えないでつくっちゃっているんですが、本当は除却費をちゃんと積み立てなきゃいけないんです。すべての施設は、多分建設するときには本当は除却費を入れなきゃいけないんでしょうけれども、現在やっていないのが問題の1つなのかもしれない。

ほかに何かございますでしょうか。

【A専門委員】 資料4に、IT化が進んでそれに対応したとさっと書いてあるんですけども、相当世の中で技術革新が進んでいて、いろいろな部分で今までだめなことがよくなっている例があるわけです。今のところ法制度はそれに追いついていないわけで、これからどうしていくのかというので、都市政策を語るときに、例えば環境の循環なんかも、いろいろなことがわかってくると循環しないほうが環境負荷が低いこともあったりして、そういうあたりをどうやってコンパクト化の中で考えていくのかというのは、技術革新の側面を幾つか入れて政策を考える必要があるんじゃないか。

抽象論で恐縮なんですけれども幾つかの例。建築基準法なんかでも、在来型の技術でやることを前提につくってありますけれども、実際にはかなり技術革新が進んで要らない項目があるわけです。それをかたくなに変えないのは困る。そういうこともありながら、都市政策の部分では先を見込んだことが言えるわけですから、そのあたりをなるべく入れていただくといいのではないかなと思っております。

【委員長】 ありがとうございます。先ほどJ委員がおっしゃっていた総合計画法は、かなり大きい全省庁にまたがる話なのかもしれませんが、ある意味では都市計画法は現在の土地所有権等のほころびを一生懸命直そうとしていると考えることもできると思うんです。ですから、都市計画法が土地の所有関係といった法律とうまい連携をとってやっていくことが必要ですし、所有ないしは利用する費用をちゃんと払っていくとか、義務を果たしていくことも必要なのかなという感じがしました。

それからもう1つは、都市計画で欠けているのかなと思うのは、我々が都市のシミュレーションをするときと都市計画は全く連動していないんです。よく考えてみると、本当は

例えばある都市の政策ないし規制をしたときに、それぞれどう反応するか考えて都市の計画を考えていくと、先ほど市場と計画が全く分離している状況であるというご指摘もありましたが、それがなくなっていくと思うんです。おそらく今後はそういったことも入れていくことが必要なのかなと思いました。

そういう意味で考えますと、前半の所有権の話でいきますと、昔よく入会地というのがありましたけれども、ああいうもうちょっと漠とした所有権のあり方をもう一度再構築するのもあるのかなという感じがしました。この辺はできれば法律の専門家の方のご意見を伺いたいとは思っております。

それでは、ここで意見交換を閉めさせていただきたいと思います。議事次第にその他とありますけれども、事務局からご説明をお願いします。

【事務局】 それでは、次回以降の日程でございますけれども、お手元に資料6「今後の審議予定」という紙をお配りしておりますが、次回につきましては、3月19日木曜日、10時から12時までの開催とさせていただきます、本日のご議論を踏まえまして事務局のほうから再度論点を整理した資料を提出しますので、それについてご議論いただくことを予定しております。よろしくお願いいたします。

【委員長】 以上をもちまして、本日の審議を終了させていただきます。皆様のご協力に感謝申し上げます。

— 了 —